

特定非営利活動法人暮らしネット・えん定款

【第1章 総則】

第1条（名称）

この会は、特定非営利活動法人暮らしネット・えんといいます。

第2条（事務所）

この会は、事務所を埼玉県新座市石神二丁目1番4号に置きます。

第3条（目的）

この会は、高齢者・障がい者の支援事業、調査活動、学習会、文化活動等の活動を通じて、高齢になっても、障がいがあっても、おとなも、子どもも共に生きる地域社会をつくることを目的とします。

第4条（活動の種類）

この会は、第3条の目的を実現するため、特定非営利活動に係わる次の活動を行います。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条（事業の種類）

この会は、第3条の目的を実現するため、特定非営利活動に係わる次の事業を行います。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 訪問介護事業
- (3) 障害福祉サービス事業
- (4) 通所介護事業
- (5) 認知症対応型共同生活介護事業
- (6) 小規模多機能型居宅介護事業
- (7) 介護保険法に基づく介護予防事業及び第一号訪問事業
- (8) 移送サービス事業
- (9) グループリビング事業
- (10) 基幹相談支援センターの運営に関する事業

- (11) 障がい者相談支援事業
- (12) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- (13) 児童福祉法に基づく障がい児相談支援事業
- (14) 調理・配食事業
- (15) 各種相談・高齢者障がい者生活関連調査事業
- (16) 介護セミナー・研修事業
- (17) 地域交流事業
- (18) 文化事業

【第2章 会員】

第6条（会員の種別）

この会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法に定める社員とします。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 賛助会員は、この会の目的に賛同し賛助して入会した個人又は団体であって、正会員以外のもの。

第7条（入会）

この会の会員になろうとする人は、この会の活動目的に賛同すると認められる人でなければなりません。

2 会員として入会しようとする人は、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければなりません。理事会は入会を拒否する正当な理由がない限り入会を承認します。

3 理事会は、前項の人の入会を認めないときは、その理由を付した書面により本人にその旨を通知しなければなりません。

第8条（会費）

正会員は、総会において定める年会費を納入しなければなりません。

2 賛助会員は、総会において定める年会費を納入しなければなりません。

第9条（会員の資格の喪失）

正会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができます。

- (1) 本人が死亡するか、または正会員である団体が解散したとき
- (2) 継続して会費を2年以上滞納したとき

第 10 条 (退会)

正会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができます。

第 11 条 (除名)

正会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、これを除名することができます。

- (1) 法令、この会の定款等に違反したとき
- (2) この会の名誉を毀損し、またはこの会の目的に反する行為をしたとき

2 前項において、正会員を除名するときは、議決の前にその除名対象の会員の弁明の機会を設けなければなりません。

第 12 条 (抛出金品の不返還)

すでに納入された会費その他の抛出金品は返還しません。

【第 3 章 役員】

第 13 条 (種別及び定数)

この会に、次の役員を置きます。

- (1) 理事 6人以上10人以内
- (2) 監事 1人ないし2人

2 理事のうち、1人を代表理事とします。

3 理事のうち、1人を副代表理事とします。

第 14 条 (選任等)

理事は、総会で選任します。

2 代表理事、副代表理事および常任理事は、理事の互選により定めます。

3 監事は、総会で選任します。

4 監事は、理事またはこの会の職員を兼ねることはできません。

5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者及び3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはなりません。

第 15 条 (役員職務)

代表理事は、この会を代表し、この会の業務を統括します。

2 副代表理事は、代表理事が業務を執行できなくなった場合、あらかじめ指名された順序によりその業務を代行します。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会および理事会の議決に基づいて、この会の業務を執行します。

4 監事は、次の職務を行います。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この会の財産の状況を監査すること
- (3) 前二号の規定による監査の結果、この会の業務または財産に関して、不正の行為や法令、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの会の財産の状況について、理事に意見を述べること

第 16 条 (任期など)

役員任期は 2 年とします。ただし、再任されることができます。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合、任期末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長します。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とします。

4 役員は、辞任または任期満了の後でも、後任者が就任するまではその職務を行わなければなりません。

第 17 条 (役員解任)

役員に、役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、その役員を解任することができます。

第 18 条 (役員報酬)

役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができます。

2 役員はその職務を執行するために要した費用を弁償されることができます。

3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て代表理事が別に定めます。

【第 4 章 会議】

第 19 条 (種別)

この会議は、総会及び理事会とします。

2 総会は通常総会及び臨時総会とします。

第 20 条 (総会の構成)

総会は、正会員をもって構成します。

第 21 条（総会の権能）

総会は、以下の事項を議決します。

- （１）定款の変更
- （２）解散及び合併
- （３）事業計画及び収支予算並びにその変更
- （４）第 42 条第 2 項の規定による緊急な事業計画及び収支予算の変更の承認
- （５）事業報告及び収支決算
- （６）役員を選任又は解任、職務、報酬
- （７）会費の額
- （８）解散した場合の残余財産の処分
- （９）その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

第 22 条（総会の開催）

通常総会は毎年 1 回開催します。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催します。

- （１）理事会が必要と認め招集の請求があった場合
- （２）正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を示して請求があった場合
- （３）第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づき、監事が招集した場合

第 23 条（総会の招集）

総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集します。

2 代表理事は、前条第 2 項第 2 号の場合には、請求があった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければなりません。

3 総会を招集する場合は、日時、場所、会議の目的、内容を示した書面を、開会日 10 日前までに通知して行います。

第 24 条（総会の議長）

総会の議長は、その総会において出席した個人正会員のうちから選任します。

第 25 条（総会の定足数）

総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができません。

第 26 条（総会の議決）

総会の議事は、この定款に規定するものを除き、総会に出席した正会員の過半数をもって決

し、可否同数の時は議長の決するところによります。

2 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とします。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があれば、その事項について議決することができます。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使する事ができません。

第 27 条（総会における書面表決）

やむをえない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の個人正会員を代理人として表決を委任することができます。この場合、前 2 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については出席したもののみなします。

第 28 条（総会の議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にはその旨を付記すること）
- (4) 審議事項
- (5) 審議の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、署名押印しなければなりません。

第 29 条（理事会の構成）

理事会は理事をもって構成します。

第 30 条（理事会の権能）

理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決します。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を必要としない業務の執行に関する事項

第 31 条（理事会の開催）

理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催します。

- (1) 代表理事が必要と認めた場合
- (2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的が示され請求があった場合

第32条（理事会の招集）

理事会は、代表理事が招集します。

2 代表理事は、前条第2号の場合には請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければなりません。

3 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により開催の日より5日前までに通知しなければなりません。

第33条（理事会の議長）

理事会の議長は、代表理事がこれにあたります。

第34条（理事会の定足数）

理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができません。

第35条（理事会の議決）

理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

第36条（理事会における書面表決）

やむをえない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができます。この場合前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については出席したものとみなします。

第37条（理事会の議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者についてはその旨を付記すること）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければなりません。

【第5章 資産および会計】

第38条（資産の構成）

この会の資産は、次に掲げるもので構成します。

- （1）財産目録に記載された資産
- （2）会費
- （3）寄付金品
- （4）事業にともなう収入
- （5）資産から生じる収入
- （6）その他の収入

第39条（会計の原則）

この会の会計は、特定非営利活動促進法の定めにしたがって行います。

第40条（会計の種類）

この会の会計は、特定非営利活動にかかる会計のみとします。

第41条（事業年度）

この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わります。

第42条（事業計画および収支予算）

この会の事業計画および収支予算は、毎事業年度ごとに理事会が作成し、総会の議決を得ます。ただし、その通常総会の日まで前年度の予算を基準として業務を執行します。

2 前項の規定にかかわらず、緊急に事業計画および予算の変更が必要なときは、理事会において決定することができます。ただし、この場合、次期総会の承認を得るものとします。

第43条（事業報告および決算）

この会の事業報告書、収支計算書、財産目録および貸借対照表は、理事会が事業年度終了後に遅滞なく作成し、監事の監査を経た上で、当該事業年度終了後の通常総会で議決を得ます。

【第6章 定款の変更、解散および合併】

第44条（定款の変更）

この定款は、総会において出席した正会員の過半数の議決を得て、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければ変更することができません。ただし、可否同数のときは、議長決定に従います。

第 45 条 (解散)

この会は、次に掲げる事由により解散します。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の達成が不能なとき
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 特定非営利活動促進法第 43 条の規定による設立の認証の取消し

2 第 1 項第 2 号の規定に基づいて解散する場合は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を得なければなりません。

3 第 1 項第 2 号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければなりません。

4 この法人が解散したときは、破産をのぞいては、理事が清算人となります。

第 46 条 (残余財産)

この会が解散の時に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を得て選定された特定非営利活動法人に譲渡します。ただし、可否同数のときは、議長の決定に従います。

第 47 条 (合併)

この会は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を得て、かつ所轄庁の認証を受けて合併することができます。

【第 7 章 公告の方法】

第 48 条 (公告)

この会の公告は、この会の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行います。ただし法 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この会のホームページに掲載して行います。

【第 8 章 事務局】

第 49 条 (事務局)

理事会は、業務の執行を円滑に行うため事務局を置くことができます。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定めます。

【第 9 章 雑則】

第 50 条 (細則)

この定款の実施に関して必要な細則は、理事会で議決し定めます。

【附則】

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行します。
- 2 この会の設立当初の事業年度は、第 41 条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとします。
- 3 この会の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによります。
- 4 この会の設立当初の会費は、以下の金額とします。
年会費 正会員 5,000 円 賛助会員 2,000 円
- 5 この会の設立当初の役員は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げるものとします。その任期は第 16 条の規定にかかわらず、成立の日以後、最初の通常総会までとします。

理事 小島美里 榎本梅子 太田弘子 岡田博美 加藤真弓 木村健一 中本嘉子
野口眞澄 馬場敏美 吉村桂子

監事 石田友伊 西川正